

事業者向けEV・FCV車両導入支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 事業者向けEV・FCV車両導入支援事業補助金の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及び事業者向けEV・FCV車両導入支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 交付要綱第5条第1項に規定する知事が別に定める日は、令和7年度分については、令和8年2月10日とする。ただし、申請の受付状況により、期間の途中で申請の受付を終了することがある。

(実績報告)

第3条 交付要綱第9条第1項に規定する知事が別に定める日は、令和7年度分については、令和8年3月25日とする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 交付要綱別表3（注）に規定する書類の詳細は、別表1のとおりとする。

(実績報告書の添付書類)

第5条 交付要綱別表4（注）に規定する書類の詳細は、別表2のとおりとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(別表1) 交付申請書の添付書類 ※C E V補助金の求める記載内容に準拠すること。○は提出が必須。△は場合により提出すること。

車の購入				
提出書類			留意事項	
① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	原本	△	・申請者が法人の場合に提出 ・交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 ・事業者向けE V・F C V車両導入支援事業補助金又は岡山県充電環境整備事業補助金の申請で別に提出したものが発行日から3ヶ月以内であれば、写しの提出で可。 ・市町村が申請する場合は不要。 ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合、リース事業者のもののみ）。	
② 本人確認書類（免許証、住民票等）	原本	△	・申請者が個人事業主の場合に提出 ・免許証は有効期限内で、表裏が両面確認できるもの。 ・住民票は交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。	
③ 直近の確定申告書Bの写し	写し	△	・申請者が個人事業主の場合に提出 ・第一表及び第二表のいずれも添付すること。	
④ 県徴収金等の滞納がないこと（完納証明）を証する書類	写し	○	・交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 ・市町村が申請する場合は不要。 ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ）。	
⑤ 誓約書（様式第11号）		○	・市町村が申請する場合は不要。 ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ）。	

⑥	交付対象者に該当することを証する書類	写し	○	<ul style="list-style-type: none"> ・一般旅客自動運送事業者、特定旅客自動運送事業者、道路運送法第78条第3号の自家用有償旅客運送を行う者又は自家用自動車有償貸渡業を行う者の場合は、道路運送法に基づく許可証 ・自家用有償旅客運送（道路運送法第78条第3号によるものを除く）を行う者の場合は、道路運送法に基づく登録証 ・自動車教習所を設置・管理する者の場合は、道路交通法第98条第2項の規定による公安委員会への届出の写し
⑦	電気自動車等の購入に係る注文書	写し	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が車両購入者となっている注文書又は契約書。
⑧	車両代金支払証憑	原本 又は 写し	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車両代金の全額分の支払いが確認できるもの。 <例> ・申請者あての領収書（領収書（控）は不可） ・（銀行振込み等で領収書がない場合）銀行発行の振込証明書（振込金受取書等） ・（所有権留保付きローン購入の場合）車両販売会社からクレジット会社あての領収書（申請者の氏名が明記されていることが必要）
⑨	自動車検査証	写し	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の初度登録（届出）期間が令和7年度内であること。 ・車両の使用の本拠の位置が岡山県内であること。
⑩	車両リース契約書（自動車賃貸借契約書）	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約の場合に提出。 ・車両リース料金の算定根拠明細書（様式第12号）に基づき、補助金相当額分の値下がりを反映させたリース料金であること。
⑪	車両リース料金の算定根拠明細書（様式第12号）		△	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約の場合に提出。 ・リース料金の総額に補助金相当額分の値下がりを反映させていること。 ・補助金相当額分とは、本補助金に、他の補助金・助成金等（CEV補助金、市町村が交付する補助金等）を加えたものである。
⑫	型式が「不明」となっている車両の仕様が確認できる書類	原本	△	<ul style="list-style-type: none"> ・購入車両の型式が「不明」となっている場合に提出。 ・メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書。

(13)	所有権留保付きローン購入の場合、申請者が申請車両の使用者であることが確認できる書類	写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権留保付きローン購入の場合に提出。 <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所標章番号通知書 ・使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書（自賠責保険は不可） ・申請者が契約者となっているローン契約書（申込書は不可）
(14)	その他知事が必要と認める書類	原本 又は 写し	△	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の過程で県から提出を求められた書類があれば提出すること。

(別表2) 実績報告書の添付書類 ※C E V補助金の求める記載内容に準拠すること。○は提出が必須。△は場合により提出すること。

車の購入				
提出書類		留意事項		
①	車両の写真		○	
			○	<ul style="list-style-type: none">・車両の全景が確認できるもの。・車両のナンバープレート及び交付要綱別表1 補助要件4（ステッカーの表示）が確認できるもの。・カラー写真であること。
②	その他知事が必要と認める書類	原本 又は 写し	△	<ul style="list-style-type: none">・審査の過程で県から提出を求められた書類があれば提出すること。